

文書番号	特養.枚02	社会福祉法人 聖徳園	頁		1/10	
発行日	2025.4.1	ユニット型指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業運営規程	承認	理事長	起案	吹上
版	5					

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 聖徳園が、ひらかた聖徳園に併設して実施するユニット型指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の運営に当たっては、短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を受ける者（以下「利用者」という。）一人ひとりの意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 3 指定短期入所生活介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 4 指定介護予防短期入所生活介護の提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものとする。
 - 5 事業所は、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて日常生活に必要な援助を適切に行うものとする。
 - 6 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、その他の保健・医療・福祉サービス機関との緊密な連携のもとに、サービスの提供に努めるものとする。
 - 7 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 8 前7項の他、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年枚方市条例第48号）、「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成25年枚方市条例第49号）、に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ひらかた聖徳園
- (2) 所在地 大阪府枚方市香里ヶ丘3丁目15番地1

(利用定員)

第4条 事業所の利用定員は、10名とする。なお、当該事業と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合には、両事業の利用者数の合計が当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。また、介護老人福祉施設で空床が発生した場合（120床以内）は、空床利用として実施する。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。法令等において規定されている指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
 - (2) 事務職員 1名以上
施設の庶務及び会計事務に従事する。
 - (3) 生活相談員 2名 以上
利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
 - (4) 看護職員 3名 以上
医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事する。
 - (5) 介護職員 44名以上（常勤換算）
利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
 - (6) 機能訓練指導員 1. 3名 以上
利用者の機能回復・機能維持及び予防に必要な訓練及び指導業務に従事する。
 - (7) 介護支援専門員 1. 3名 以上
施設サービス計画の作成・変更、相談援助等に関する業務に従事する。
 - (8) 医師 1名以上
利用者の健康管理及び事業所の保健衛生の管理指導業務に従事する。
 - (9) 管理栄養士 1名
利用者に提供する食事の管理、利用者の栄養指導等の業務に従事する。
- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。
- 3 職員ごとの事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

(短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容及び取扱方針)

第6条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の内容は、次のとおりとする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上、入浴又は清拭を行う。排泄には適時・適切な方法により一部介助、全介助を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行う。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事は、利用者の嗜好を十分に考慮しつつ、出来るだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み、かつ、消化、吸収の実をあげるよう調理に努めることはもとより、複数の献立により選択を可能にする。また、利用者の食事は、自立の支援を目指し、できるだけ離床して、ダイニングで喫食されるように配慮する。

(3) 健康管理

利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等適切な措置を講ずる。

(4) 機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練及びアクティビティを通して活動意欲を高める。

(5) 相談・援助

利用者の心身状況、家庭環境等の適切な把握に努め、利用者又は家族等からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行い、グループワーク等への参加を促す。

2 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしに生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき

(2) 偽りその他、不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき

(通常の送迎実施地域)

第7条 送迎を通常実施する地域は、枚方市、交野市、寝屋川市及び高槻市の区域とする。

(利用料等)

第8条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の費用は、次の各号に掲げる額について、利用者から支払いを受けるものとする。

1 短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険給付額を差し引いた額とする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関

する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険給付額を差し引いた額とする。
なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。
- 3 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - （1）食事の提供に要する費用
朝食400円、 昼食700円、 夕食680円
 - （2）滞在に要する費用
2,700円/日
 - （3）厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い、必要となる費用実費（別途消費税要）
 - （4）（1）及び（2）の費用について、介護保険法施行規則第83条の6〔第97の4〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と（1）または（2）に掲げる費用の額に基づいて、実際に支払った額と比較してどちらか低い方の額とする。
 - （5）通常の送迎実施地域を越えて行う送迎に要する交通費は、通常の送迎利用料のほか、1回（往復）利用ごとに1,000円（税込）とする。なお、有料道路を使用する場合にあつては、有料道路通行料を加算する（通常送迎実施地域にあつても同様とする）。
 - （6）その他、生活介護において提供する便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であつて、利用者が負担することが適当と認められる費用は実費とする。
- 4 事業所は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族等に対し、該当サービスの内容及び費用について、事前に文書で説明を行い、利用者及び家族等の同意を得るものとする。
- 5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料等（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を紙もしくは電子データ等で交付する。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を、利用者に対し交付する。
- 7 事業所は、第3項各号に定める費用について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う1ヵ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(利用対象者)

第9条 利用者の心身の状況、若しくはその家族等の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由、又は利用者家族の身体及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象とする。

(説明及び同意)

第10条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族等に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について、利用申込者の同意を得る。

(利用者の留意事項)

第11条 利用者又はその家族等は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項及び利用当日の健康状態等を具体的に職員に連絡し、事故の防止並びに心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう、特に留意することとする。

(緊急時における対応)

第12条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供中に、利用者の病状に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関へ連絡を行うなどの必要な措置を講ずる。

- 2 利用者に対するサービス提供中に、事業者の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(身体拘束等)

第13条 事業所は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催、及びその結果について職員への周知徹底
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針整備
 - (3) 介護職員等に対して、身体的拘束等の適正化のための定期的な研修の実施

(虐待の防止)

第14条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期開催、及びその結果について職員への周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 利用者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備
- (5) その他虐待発生又はその再発防止のために必要な措置
(例えば、成年後見制度の利用支援等)
- (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は利用者の家族等、高齢者を現に養護する者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(提供拒否の禁止)

第15条 利用申込みを受理したときは、正当な理由なく、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第16条 利用申込みの際し、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する事が困難であると認める場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定短期入所生活介護事業者の紹介、その他必要な措置を講ずる。

(受給資格等の確認)

第17条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及びその有効期限を確かめる。

2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容を確認する。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第18条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供の開始の際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 居宅サービス計画が行われていない場合等においては、法定代理受領サービスの提供を受けるための必要な援助を行う。

(居宅サービス計画等に沿ったサービスの提供)

第19条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する。

(短期入所生活介護計画の作成)

第20条 相当期間以上にわたり、継続して入所することが予想される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握して、サービスの継続性を念頭に、サービス目標、達成時期、サービス内容及び留意事項をもちこんだ指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕計画を作成し、利用者又はその家族等に対し、説明する。

2 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕計画の作成に当たっては、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成する。

(掲 示)

第21条 運営規程の概要、職員等の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所内に掲示する。

(個人情報の保護と秘密の保持)

第22条 事業所は、利用者又は家族等の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則として利用しないものとし、外部への情報提供については、予め書面により同意を得るものとする。

3 職員は、業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持する。職員であった者は、退職後においても、秘密を保持する義務を負う。

(苦情処理)

第23条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供に係る利用者及びご家族からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために相談窓口等を設置し、苦情の内容に配慮して必要な措置を講ずる。

2 提供した指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関し、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第24条 事業所は、利用者に対する短期入所サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 事業所は、利用者に対する短期入所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催し、業務の効率化・介護サービスの質の向上・その他の生産性の向上に資する取組の促進を図る。

（衛生管理等）

- 第25条 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる必要な措置を講じる。
 - （1）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回程度、定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（会計区分）

- 第26条 事業の根拠となる事業所ごとに経理を区分し、事業の会計と他の事業の会計を区分する。

（記録の整備）

- 第27条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕、設備、備品、職員及び会計に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間保存する。

（非常災害対策）

- 第28条 非常災害に備えて防火管理者を定め、避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上実施する。また、消防法に準拠して、消防計画を別に定める。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
 - 3 事業所は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知する。

（業務継続計画の策定等）

- 第29条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護

予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携）

第30条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めるものとする。

（法令との関係）

第31条 この規程に定めのないことについては、介護保険法並びに厚生労働省令等の法令に定めるところによる。

（その他運営についての留意事項）

第32条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- （1）採用時研修 採用後3ヵ月以内
- （2）継続研修 年1回以上

- 2 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 個人的なお付き合い 湯茶のもてなしや金品の授受（お歳暮、お中元など）は一切厳禁とし、受け取った職員は処分の対象とする。
- 4 事業利用に際しての利用契約は、別に定める。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 聖徳園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 一 この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
- 一 この規程は、平成14年11月15日から施行する。
- 一 この規程は、平成15年12月 1日から施行する。
- 一 この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
- 一 この規程は、平成18年 1月 1日から施行する。
- 一 この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 一 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- 一 この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- 一 この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。
- 一 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 一 この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 一 この規程は、令和 6年 5月 1日から施行する。
- 一 この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。